

2017年7月26日

小林 正一

監査法人のガバナンス・コードと監査役

1. はじめに

2017年3月31日、金融庁に設置された「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(座長・関哲夫みずほフィナンシャルグループ取締役)において取りまとめられた「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)が公表された。本コードの概要とその現状について報告し、大手監査法人の現状分析も踏まえて、監査役実務に関する影響などについてまとめてみたいと考える。

2. 監査法人のガバナンス・コード策定の経緯

最近の不正会計事案などを契機として、会計監査の信頼性が問われている状況にあり、2015年10月に「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置され、2016年3月に提言がまとめられた。

公認会計士法上、監査法人は、5人以上の公認会計士が出資して設立するパートナーシップの組織が前提で(同法34条の7)、出資者であるパートナー(社員)が経営に直接関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することになっているが、現実には大手上場企業等の監査の大部分を担う大手監査法人は人員が数千人を超える規模となっている。準大手監査法人でも百人を超える規模となっている。

本提言では、「経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている原因の一つである」と指摘され、実効的なガバナンスを確立して、組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させるとともに、組織的な運営の状況を外部からチェックでき、運営が有効に機能している監査法人が評価されるようにするため、監査法人の運営の透明性を向上させることが必要であるとされた。

本コード制定に至るまでの時系列的整理は以下のとおりである。

○2016年3月

「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保のための取り組みについて議論を行い、「監査法人のガバナンス・コードの策定」を提言した。

○2016年7月

提言を受けて「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」を設置

○2016年12月15日～2017年1月31日

有識者検討会から公開草案を公表し意見募集を行った。

○2017年3月31日 「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を確定し、公表した。

3. 監査法人のガバナンス・コードの構成及び適用対象

- ・「構成」 監査法人のガバナンス・コードは、組織としての監査の品質の確保に向けた

5

原則と22の指針から構成されている。

- ・「適用対象」 大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人を原則として対象としている。大手監査法人以外が自発的に適用することも妨げるものではないとしている。

4. 監査法人のガバナンス・コードの特徴

①プリンシプルベース・アプローチ及びコンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)の手法を採用している。

②監査法人の実情に即したコードとすることが重要であるとの検討会の意見を踏まえ、マネジメントによるリーダーシップの強化に重点が置かれている。

(イギリス、オランダでは、国際会計士倫理基準審議会が公表している倫理規定における基本原則(誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動の5原則)が求められている)

③ITの活用推進を記載している。(他国にはない日本独自のものといえる)

○会計監査の在り方懇談会の提言から以下抜粋

大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人において実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させていくための取り組みを進めるに当たっては、こうした大規模な組織の運営において確保されるべき原則(プリンシプル)がまずもって確認されることが必要であると考えられる。⇒「監査品質の継続的な向上」

5. 金融庁・日本公認会計士協会・公認会計士・監査審査会の対応

■「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を採用した監査法人のリスト 金融庁が監査法人のリストをHPに公表している

2017年5月31日現在で、以下の13監査法人がコードを採用している。

1. 有限責任あずさ監査法人
2. かがやき監査法人
3. 仰星監査法人
3. 三優監査法人
5. 新日本有限責任監査法人
6. 清陽監査法人
7. 太陽有限責任監査法人
8. 有限責任監査法人トーマツ
9. 東陽監査法人
10. ひびき監査法人
11. PwC あらた有限責任監査法人
12. PwC 京都監査法人
13. 優成監査法人

■日本公認会計士協会の対応

2017年3月31日付で日本公認会計士協会から「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の公表を受けて会長声明を発表した。

○JICPAの捉え方(2017年4月7日の日本公認会計士協会本部研修会資料より抜粋)
監査法人のガバナンス・コードは、以下を通じて、監査に対する社会の信頼を中長期的に

保持し、ひいては監査法人の持続可能性の確保に資する。

- ・監査品質の維持及び継続的な改善
- ・監査法人全体のレピュテーションの維持及び信頼性の向上
- ・被監査会社の監査役等及び株主等のステークホルダーに対する説明責任の履行

■公認会計士・監査審査会の対応

2017年3月31日公認会計士・監査審査会会長名で「監査法人のガバナンス・コードの公表を受けて」を公表した。公認会計士・監査会としては今後、各監査法人が構築・強化した態勢の実効性を検証していくとしている。また、このようなモニタリングで得られた情報をモニタリングレポート等を通じ、市場関係者にも広く提供していくなど、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいくとしている。

6. 監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)

① 監査法人が果たすべき役割

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を果たしている。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針

- 1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務監査体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。
- 1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。
- 1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機づけを行うべきである。
- 1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。
- 1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループを含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

(ポイント)

- 監査法人の公益的な役割を確認
- 会計監査の品質を組織として向上
- 開放的な組織文化・風土の醸成

② 組織体制(経営機能)

原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を果たすべきである。

指針

- 2-1 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。
- 2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営の機関の役割を明らかにすべきである。
 - ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与
 - ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
 - ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
 - ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においても IT 化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT の有効活用の検討・整備
- 2-3 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。

(ポイント)

○経営陣の役割の明確化

○経営陣にマネジメント能力を備えた人物の選任

③ 組織体制(監督・評価機能)

原則 3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針

- 3-1 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。
- 3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。

3－3 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割

を明らかにすべきである。

- ・組織的な運営の実効に関する評価への関与
- ・経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報

の検証及び活用状況の評価への関与

- ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

3－4 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

(ポイント)

○独立性を有する第三者の活用

④ 業務運営

原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針

- 4－1 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
- 4－2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。
- 4－3 監査法人は併せて以下の点に留意すべきである。
- ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること
 - ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること

- ・法人の構成員の会計監査に関する幅広い知見や経験を適正に評価し、計画的に活用すること

4－4 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

4－5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。

(ポイント)

○経営陣と監査チームとの間の円滑な情報共有

○人材育成・人事管理に係る方針の策定

- ・職業的懐疑心の発揮に向けた動機付け

○監査チームと被監査会社との深度ある意見交換

⑤ 透明性の確保

原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取り組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針

5－1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取り組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。

5－2 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。

- ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
- ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
- ・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方
- ・経営機関の構成や役割
- ・監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献
- ・監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価

5－3 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、

株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。
その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

5－4 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

5－5 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

(ポイント)

○本原則の適用状況等についての分かりやすい開示

○開示内容について外部との積極的な意見交換

○監査法人内外からの意見を踏まえたマネジメントの改善(PDCAの実行)

◎参考資料 2017年4月7日・日本公認会計士協会・本部研修会資料より以下抜粋

■監査法人のガバナンス・コードの趣旨を達成させるために

監査法人ガバナンス・コードを適用する監査法人⇒大手監査法人を念頭

組織の大規模化に対応した組織運営

- ・監査品質を重視した組織文化の確立・徹底
- ・実効的な経営機関
- ・監督・評価機関(独立性を有する第三者の知見)
- ・業務運営
- ・本原則の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する外部への説明

■形式的に陥らないよう、取組み状況をバランスよく、わかりやすく説明

監査法人⇔被監査会社の監査役等監査報告の利用者などとの対話

適正な監査のためのフィードバック

監査人と監査役等の利用者との対話⇒監査が利用者のために行われていることを実感することは、監査品質の向上につながる。

■すべての監査法人について

◆公認会計士法上、

・機関設計の規定はない⇒監査法人のガバナンス・コードは、規模の大きい監査法人に
対して指針を提供

・業務を適正かつ的確に遂行するための業務管理体制の整備義務を負っている
(公認会計士法第34条の13)

- ・業務の執行の適正を確保するための措置
- ・業務の品質の管理の方針の策定及びその実施

◆監査に関する品質管理基準(企業審議会)の遵守義務

7. 監査役(会)としての対応と監査役実務への影響

◆東証 CG コードの面から

コーポレートガバナンス・コード原則 3-2 (外部監査人)において、「外部監査人及び上場会社は、外部監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。」としている。

補充原則 3-2①で監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

(i)外部監査人候補を適切に選定し外部監査人を適切に評価するための基準の策定

(ii)会部監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

会社法改正(会社法 344 条)により、会計監査人の選任等の決定権が監査役(会)に移り、株主総会において、会計監査人の再任・選任や監査法人の品質管理に関する質問も出されており、回答に当たっては、監査役が会計監査人の品質管理や会計監査の相当性などに関して直接答弁するケースもでてくる。

◆監査法人のガバナンス・コードの面から

監査法人のガバナンス・コードの原則 4-4 に関して、監査法人と被監査会社の監査役とのコミュニケーションについては、日本監査役協会の行った監査役に対するアンケートでは、リスク情報について、監査役会等及び会計監査人双方から情報を提供、共有している会社が監査計画時・期中・期末時ともに 70%前後ある一方で、会計監査人からのみ報告を受け、監査役会からは提供していない会社がともに 20%以上存在する。

⇒監査役と会計監査人との連携の問題もあるといえる

・日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」

・日本公認会計士協会 HP の監査役の方へ>監査役等と監査人との連携の必要性 (参照)

今後は、監査法人のガバナンス・コードの全体の実施対応状況などについて、株主総会などの場で、会計監査人の再任・選任や監査法人の品質管理、海外子会社監査など最近のテーマで監査役に対して質問が行われる可能性があるため留意が必要といえる。

監査役として、引き続き監査品質の観点のもとより、監査法人のガバナンス・コード対応状況の注視が必要である。

監査法人のガバナンス・コードの指針 5-3 は、監査法人は、会計監査の品質の向上に向け

た取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見

交換に努めるべきである。としており、こうした意見交換は、監査役会等による外部監査人

の評価につながり、会社法上の会計監査人の選任・再任の判断過程に反映することが望まし

いと考えられる。従来以上に、監査役(会)と監査法人との対話が増えることが想定される。監査役(会)としては、こうした監査法人との対話を通じて監査法人を評価・選任することに関して株主に対する説明責任が高まると考えられる。

8.四大監査法人の現状と分析

日本の監査市場における監査事務所の現状～大手の四大監査法人で約 3/4 を占める

□大手監査法人	監査事務所数 4	担当会社数	2,648社	73.51%
(あずさ、新日本、トーマツ、PwC あらた)				
□中堅監査法人	監査事務所数 6	担当会社数	399社	11.08%
(京都、仰星、三優、太陽、東陽、優成)				
□その他の監査事務所		担当会社数	555社	15.41%
		合計	3,602社	100%

(注)企業会計8月号 122P より抜粋 会社数は共同監査を除く

■新日本有限責任監査法人 提携先:アーンスト&ヤング(本部ロンドン)

◆社員数(2017年3月31日現在)

(注)特定社員:平成19年6月の公認会計士法改正で公認会計士でない者を社員とした制度によるもの

	常勤	非常勤
公認会計士である社員数	622名	-
特定社員	21名	-
所属公認会計士	2,729名	182名
その他の監査実施者	1,893名	70名
合計	5,265名	252名

◆被監査会社 上場会社数 943社(2017年3月31日現在)

□監査証明業務	3,971社(内大会社等 1,279社)
□非監査業務証明	3,361社(内大会社等 731社)

◆財務状況(2015年7月1日～2016年6月30日)

□業務収入106,482百万円	□営業利益3,738百万円	□経常利益4,130百万円
□当期純利益272百万円		

(特別損失として、課徴金2,111百万円、関係会社評価損1,200百万円、関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金繰入1,100百万円の合計4,411百万円を計上している)

□資産合計51,771百万円

■有限責任監査法人トーマツ 提携先:デロイトトウシュトーマツ(本部ニューヨーク)

◆社員数(2017年3月31日現在)

	常勤	非常勤
公認会計士である社員数	530名	-
特定社員	49名	-
所属公認会計士	2,770名	5名
その他の監査実施者	2,795名	41名

合計	6,144名	46名
----	--------	-----

◆被監査会社 上場会社数 906社(2017年3月31日現在)

□監査証明業務	3,427社	内大会社等 1,180社
□非監査業務証明	3,653社	内大会社等 427社

◆財務状況(2015年10月1日～2016年9月30日)

□業務収入	96,478百万円	□営業利益	1,316百万円	□経常利益	2,849百万円
□当期純利益	1,885百万円	□資産合計	52,579百万円		

■有限責任あずさ監査法人 KPMG(本部アムステルダム)

◆社員数(2017年3月31日現在)

	常勤	非常勤
公認会計士である社員数	553名	-
特定社員	35名	-
所属公認会計士	2,615名	98名
その他の監査実施者	1,987名	211名
合計	5,190名	309名

◆被監査会社 上場会社数 713社(2017年3月31日現在)

□監査証明業務 3,432社

◆財務状況(2015年7月1日～2016年6月30日)

□業務収入	89,895百万円	□営業利益	1,595百万円	□経常利益	1,212百万円
□当期純利益	714百万円	□資産合計	56,625百万円		

■PwC あらた有限責任監査法人

提携先:プライスウォーターハウスクーパース(本部ロンドン)

◆社員数(2017年3月31日現在)

	常勤	非常勤
公認会計士である社員等	102名	-
特定社員	27名	-
所属公認会計士	862名	21名
その他の監査実施者	1,191名	72名
合計	2,182名	93名

◆被監査会社 上場会社数 119社(2017年3月31日現在)

□監査証明業務 930社(内大会社等 203社)

□非監査業務証明 1,075社(内大会社等 309社)

◆財務状況(2015年7月1日～2016年6月30日)

□業務収入 37,032 百万円 □営業利益 3,482 百万円 □経常利益 3,578 百万円
業務収入の内訳:監査報酬 17,500 百万円、非監査報酬 19,533 百万円
クライアント数:監査業務 930 社 非監査業務 1,075 社 合計 2,005 社
(2015 年度:業務収入 33,310 百万円、クライアント数 1,922 社)
□資産合計 26,804 百万円

◎四大監査法人分析に関するコメント(私見)

■経営成績

新日本:平成 28 年 6 月期の計算書類、トーマツ:平成 27 年 9 月期の計算書類
あずさ:平成 28 年 6 月期の計算書類、あらた:平成 28 年 6 月期の監査品質に関する報告書
2016 による

◆業務収入

新日本が 1 位で 1064 億円と一番多くクライアント数も 4 社中一番多く、被監査会社数
と非監査証明業務の対象会社数は 7,332 社となっている。次に業務収入の多いのは 2 位
あずさの 898 億円、3 位トーマツは 891 億円と大差はない。一方 4 社中最も業務収入
が少ないのはあらたであり、370 億円と新日本の 3 分の 1 程度の規模である。

◆経常利益

新日本の 41 億円に次いであらたは 35 億円である。トーマツ 28 億円、あずさ 12 億円
に比較して経常利益率が高い。新日本 3.9%、トーマツ 2.2%、あずさ 1.3% に比べ
て

あらたは、9.7% と高く、経常利益率の観点では経営効率が良いといえる。

■業務内容

新日本、トーマツ、あずさは、監査報酬が業務収入の 8 割近くを占めているが、あらたは
極端に少なく 5 割以下であり、残りの業務収入は、コンサルティング業務がメインである
と推測できる。おそらく監査業務より、コンサルタント業務の利益率が高く、それが経常
利益の高い原因になっていると推測できる。

■監査法人による主な人口知能(AI)、ビックデータの活用事例

○新日本有限責任監査法人

2016 年 6 月 不正会計を見抜く分析モデルを開発。⇒企業の財務データで不正を働い
ている確率を導き出し、確率が高い企業への監視を強化する。

2016 年 11 月 AI で不正を防ぐ監査システムを開発。⇒会計士の知見を AI に学習
させて、企業の帳簿データなどの解析時に不正の疑いのある取引を監視する。

○あずさ監査法人

2016年8月 ビッグデータ分析を監査に導入⇒疑わしい取引を自動的に抽出して、監査業務の精度を高めるのが狙い

○PwC あらた有限責任監査法人

2016年10月 AI 監査研究所を新設⇒会計監査に人工知能(AI)を導入して、監査品質の向上などにつなげる。不正の疑いのある点を重点チェックする。

○有限責任監査法人トーマツ

2017年度 ビッグデータを活用した監査の拡大⇒今年度ビッグデータを活用した監査の対象を上場している全顧客の約900社へ拡大。トーマツはこうした仕組みを2012年に導入済み。

◎参考資料

■監査法人に係る不祥事例

○2005年 カネボウ 債務超過を資産超過と偽る⇒上場廃止

中央青山 2か月間の業務停止 会計士4名逮捕 ⇒解散

○2006年 ライブドア 自社株売却益を不正に計上⇒上場廃止

湊陽 業務停止⇒解散

○2006年 日興コーディアル証券 利益水増しによる粉飾⇒監理銘柄に指定

みすず(旧中央青山)⇒解散

○2007年 IHI 赤字を黒字と虚偽の公表⇒特設注意市場銘柄に指定

新日本

○2011年 オリンパス 過去の巨額損失を隠蔽⇒特設注意市場銘柄に指定

あずさ、新日本 ⇒業務改善命令

○2015年 東芝 利益水増し等の不適切会計⇒特設注意銘柄に指定、市場2部に変更

新日本 ⇒一部業務停止と21億円の課徴金 監査法人の変更(PwC あらたに変更)

◆東芝事件において指摘された監査法人に係る主な問題点(2016.7.15 金融庁資料)

○個別監査業務について

・監査チームのメンバー構成が、長期間にわたり当社の監査を担当した者が中心となっていることなどにより、当社のガバナンスへの過信が生じ、当社の説明や提出資料に対して

批判的な観点からの検証が十分にできなかった。

・監査対象事業ごとに分業体制で監査をすすめていたにもかかわらず、チーム内での情報共有や連携がうまく機能しなかった。

○審査について

審査担当社員が、監査チームから提出された審査資料に基づき審査を実施するのみで、監査チームが行った重要な判断を客観的に評価していない。

○品質管理態勢について

- ・品質管理本部及び各事業部等において、検査結果等に対する原因分析を踏まえた改善策の周知徹底及び浸透を十分に図っていない。
 - ・経営に関与する社員はこうした状況を十分に認識しておらず、審査会検査等の指摘事項に対する改善策を組織全体に徹底できていない。
- ⇒会計士個人の力量や審査態勢、品質管理態勢だけでなく、そもそも監査法人のマネジメントにも問題があったと考えられるのではないか。

9.最近の監査法人に関するトピックス

○2017年6月26日 金融庁 「監査報告書の透明化」について

会計監査の在り方に関する懇談会の参加者から透明化の導入について監査報告書において監査人が着目した会計監査上のリスク等(Key Audit Matters: KAM)に関する情報が示されることが、監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義がある。等の意見がだされており、今後、金融庁は、企業会計審議会において具体的な検討をしていく。

⇒指針5-1、(略)例えば「透明性報告書」といった形でわかりやすく説明すべきである。

○2017年7月13日日本公認会計士協会「新日本有限責任監査法人に対する懲戒処分」

平成22年3月期から平成26年3月期までの財務諸表等の監査及び四半期レビューについて審議の結果、関係会員の会則違反の事実があると認め、懲戒処分を行った。

会則第50条第2項第二号の規定に基づく、会則によって与えられた権利の停止2か月(平成29年7月13日から平成29年9月12日まで)本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではない。

○2017年7月13日日本公認会計士協会「監査人の交代理由に関するアンケート調査結果」の公表 ~回答のあった監査法人のうち、交代件数131件のうち交代理由は「任期満了」が127件と96.9%を占め、圧倒的に多かった。

10.おわりに

監査法人のガバナンス・コードに関していえば、まず原点である公認会計士法第1条の「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」に立ち返る必要性を感じている。

さらに、監査役の立場でいえば、監査はブラックボックスといわれなくようにすることが

肝要である。特に会計監査人の言葉が理解できないと監査役との連携やコミュニケーションといっても難しいので常に会計の基礎知識などは最低限の知見として必要と思う。

最近の株主総会でも改正会社法により、会計監査人の選任・再任の議案や監査報告の中で会計監査人の監査品質を問う質問など監査役の回答機会が増えてきていると感じている。

また、会計監査人とのコミュニケーションについては、監査役会だけでなく、取締役会にも説明を求める必要があるのではないかと思う。例えば、会計監査人と経営とのディスカッション以外にも監査に関する取締役会に出席して意見や報告を行う場があってもよいと思う。

監査報告書の透明化など監査法人改革の影響を受けることが多くなると予想されるので、それを受ける監査役も動向に注意してさらに知見を広げていく必要があると思う。

■(参考)監査法人の監査の意見・結論の種類

<u>監 査</u>	<u>四半期レビュー</u>
無限定適正意見	無限定の結論
限定付適正意見	限定付結論
不適正意見	否定的結論
意見不表明	結論の不表明(注)

(注)不表明の理由は、四半期レビュー報告書に記載される。

■(参考)公認会計士のローテーション

公認会計士法上の大会社等(上場会社又は資本金100億円も若しくは負債1,000億円以上の会計監査人設置会社をいう。)の会計監査を担当する公認会計士は、連続して7会計期間の会計監査を担当した後は、2会計期間の間隔を空けなければ当該会社の会計監査を担当することができない。また、上場会社の会計監査を担当する監査法人が大規模監査法人(上場会社100社以上の監査証明業務を担当する監査法人をいう。)の場合は、筆頭業務執行社員(監査証明業務を執行する社員のうちその事務を統括する者で監査報告書の筆頭に自署押印する社員1名をいう。)及び審査担当社員(監査証明業務に係る審査に関与し、当該審査に最も重要な責任を有する1名をいう。)は、連続して5会計期間の監査業務に関与した後は、5会計期間を空けなければ当該会社の監査業務に関与することができない。

■参考文献

2017.4.7「監査品質を高めるための監査役等との協働体制の強化」

日本公認会計士協会・本部研修会資料

2017.6.15「監査法人の組織的な運営に関する原則」 商事法務 No.2136

2017.6.25「企業法務の視点」 2017年第1四半期の話題 商事法務 No.2137

2017.1.25 「ディスクロージャー・企業会計等をめぐる動向」 商事法務 No.2123
2017.6.3 週刊ダイヤモンド 東芝を追い込んだ二つの監査法人
2017.6.7 日本監査役協会特別講演会資料 「監査法人の組織的な運営に関する原則」
2017.7.25 監査法人の組織的な運営に関する原則 月刊監査役 No.670
2016.7.12 監査法人の原点(改訂版) 小笠原 直 幻冬舎
2017.7.5～7.8 日経新聞「揺れる監査法人」①～④
2017.7月号 会計・監査ジャーナル「監査法人のガバナンス・コード」をめぐって
2017.6.7 企業会計7月号、企業会計8月号(中央経済社)
2008.7.30 会計不正 浜田康(日本経済新聞出版社)
2016.2.24 粉飾決算 浜田康(日本経済新聞出版社)

以上